

結城市耐震改修促進計画
(改定版)
(追補)

令和4年5月

結城市

追補

追加

「第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」、「1 建築物の耐震化促進支援策」、「(1) 耐震診断及び耐震改修に対する補助事業」、「③結城市(暫定)」に、次の施策及び表を加えます。

(4) ブロック塀等の安全対策

表 6-7 結城市危険ブロック塀等安全対策助成金の概要

対 象	<ul style="list-style-type: none">・結城市内のブロック塀で倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって通行人に危険を及ぼすおそれのあるもの・通学路、緊急輸送道路に面するもの・路面からの高さが80センチメートルを超えているもの
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去する費用の2/3以内又は1mあたり1万円(当該撤去部分の高さが1m以下の場合は1mあたり7,000円) 助成限度額：10万円

(令和4年4月現在)